

キホンをしっかり理解して、新しい制度に備えよう！

**改正 電子帳簿保存法セミナー**

令和6年（2024年）1月から「電子帳簿保存法」に基づく、電子取引情報の保存ルールが変わります。

これまで、紙で印刷したものを原本として保管できましたが、令和6年1月以降は電子帳簿保存法の要件に則って電子保存する必要があります。

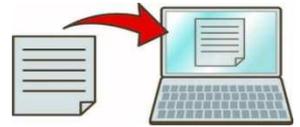
実際に令和6年1月から何が変わるのか？

「対応しなければいけない内容と方法」について、税理士が分かりやすく説明を行います。

～国税庁から抜粋～

個人事業者・法人の皆さまへ

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要があります。令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべきデータをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんが、令和6年からは保存要件にしたがって電子データの保存が行えるよう、必要な準備をお願いします。



**日時**

令和5年9月14日（木）14：00

セミナー（1時間半程度）終了後、個別相談会を実施（消費税インボイス制度含む）

**場所**

益城町商工会 会議室

**講師**

大岩幸哉税理士事務所  
税理士 大岩幸哉 氏

**参加費**

無料

申込フォーム



お問合せ  
お申込み

益城町商工会 TEL286-2551 FAX286-2549

電子帳簿保存法セミナーFAX 申込書

益城町商工会 行 FAX286-2549

事業所名		参加者氏名	
住所			
TEL		個別相談希望	有 ・ 無

※個別相談は、お一人15分程度を予定しておりますが、希望者数に応じて調整させていただきます。